

69	産業労働局	中小企業制度融資
事業概要	中小企業制度融資は、都内の中小企業者が事業の活性化や経営の安定等に必要な資金を円滑に調達できるよう、都、東京信用保証協会及び金融機関の三者が協調して行う融資である。都が、融資メニューや融資条件などを定めるとともに、融資の呼び水として都の資金を金融機関へ預託し、東京信用保証協会が中小企業の信用保証を行い、金融機関が融資を実行する。 現在の保証限度額は、無担保無保証の8,000万円を含め、原則として2億8,000万円までとなっている。	
これまでの経過	・ 最近3年間の主な制度融資メニューの充実等（令和2年度） ・ 「イノベーション創出支援」「成長産業育成支援」「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」「ゼロエミッション支援」「BCP・サイバーセキュリティ対策支援」の新設： 東京都の事業を活用し、新たな事業活動や社会課題解決に資する取組を行う事業者等の資金調達に利用できる融資メニューを新設し、信用保証料の1/2（全事業者または小規模企業者）を補助 ・ 「事業承継」に「事業承継経営者保証不要型」を追加： 新たな全国統一保証制度「事業承継特別保証」を都制度として導入し、全事業者1/2または保証料率0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方の信用保証料を補助 ・ 「働き方改革支援」に「女性活躍推進特例」を追加： 「働き方改革支援」の融資対象で、女性の活躍推進に関する取組を併せて行っている事業者に対する特例を新設、全事業者2/3の信用保証料補助に加えて0.4%の融資利率を優遇 ・ 「補助金・助成金つなぎ」の一部拡充： 補助金・助成金の対象に、東京都中小企業振興公社が実施する事業から東京都産業労働局所管の事業に拡充、融資条件も一部拡充 ・ 「経営強化」の一部拡充： 中小企業等経営強化法の認定を受けている事業者を「強化認定」の融資対象とし、小規模企業者1/2の信用保証料を補助 ・ 「新型コロナウイルス対策」の融資メニューの新設・一部拡充等（「新型コロナウイルス感染症対応緊急融資」「新型コロナウイルス感染症対応緊急借換」「経営支援融資（危機対応型）」、以下令和2年5月新設「感染症対応融資（全国制度）」）： 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業者等の事業活動や経営安定化を促進するため、長期かつ低利の融資を実施。 令和2年5月には、全国一律で実施する利子補給制度「感染症対応融資（全国制度）」の新設に併せて従前の3メニューを改定し、計4メニュー合計で融資実行額1億円まで3年間実質無利子化（4メニューとも信用保証料全額補助） （令和3年度） ・ 「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走）」の新設 感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業者等の事業活動や経営安定化を支援するため、金融機関が事業者の経営改善を伴走支援する低利の融資を実施。令和3年6月からは、感染症の影響の長期化に伴い、同年12月末までの時限で同メニューの信用保証料補助を最大で融資額8千万円まで全額補助となるよう拡充。同年12月に令和4年3月末まで期間延長。	

- ・「D X・イノベ・産業育成支援融資」の新設
都内中小企業者等のデジタルトランスフォーメーションの推進やイノベーション創出、成長が期待される産業分野への取組を後押しするメニューを創設
- ・「経営安定融資（改善サポート）」の拡充
国の全国統一保証制度の拡充を受け、認定支援機関による支援を受けて経営改善に取り組む事業者の資金繰りを支援。
- ・（令和3年6月新設）「事業転換・業態転換等支援融資」の新設
感染症の影響を受けながらも、D X活用等により事業転換や事業の多角化、デリバリー対応等の業態転換に取り組む中小企業等の資金繰りを支援するため、低利の融資を創設。融資額最大8千万円までの信用保証料を全額補助。
- ・「経営安定融資（経営一般）」の拡充
令和3年12月に原油価格高騰の影響を受ける事業者を対象に信用保証料補助を拡充（小規模企業者2/3補助、左記以外1/2補助）。令和4年3月には、ウクライナ情勢の変化に影響を受けた中小企業者等の支援に対する緊急対策として、知事指定により「ウクライナ情勢対応緊急融資」を創設するとともに、当該メニューについては信用保証料補助をさらに拡充（小規模企業者3/4補助、左記以外2/3補助）。

（令和4年度）

感染症やウクライナ情勢の影響を受ける事業者の資金繰り安定を後押しし、中小企業者に対する円滑な資金供給をより一層図るため、制度を拡充

- ・「特別借換（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等）」の新設
実質無利子の都の感染症融資等（令和元年度、2年度の制度「危機対応融資」「感染症対応」「感染症借換」）を利用した事業者の当座の返済負担軽減のため、借換メニューを新設、信用保証料を全事業者8千万円まで全額補助、8千万円超は3/4補助
- ・「政策課題対応資金（脱炭素・SDGs・D X・テレワーク等）」の創設
D X推進・イノベーション創出・テレワーク活用等に加え、脱炭素・SDGs関連の取組を追加。
- ・「事業承継融資」の拡充
円滑な事業承継を支援するため、全メニューの信用保証料補助を原則2/3に拡充。

同年7月からは、複雑化・複合化する様々な経営悪化要因に対応するため、「特別借換（新型コロナウイルス感染症対応緊急融資等）」と「ウクライナ情勢対応緊急融資」の2メニューを「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」にリニューアルし、信用保証料補助の拡充（8千万円まで全額補助、8千万円超は3/4補助）や利子補給（融資実行後1年間・1/2補給）等により支援の充実を図った。

さらに、同年10月からは、依然厳しい事業者の経営状況を受けた国の保証制度拡充を背景に、「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走全国）」の融資限度額引上げ（これに伴う「同（伴走対応）」の限度額引き下げ等の拡充を行ったほか、円安や電力需給ひっ迫を受け、「政策課題対応資金」のうち「HTT・ゼロエミッション支援（従前の『脱炭素・ゼロエミッション支援』を名称変更）」及び「設備融資」のうち「企業立地促進」の保証料補助をそれぞれ2/3に引上げ、拡充を行った。

また、令和5年1月からは、経済情勢や事業者の資金需要の変化に伴う国の保証制度改正を背景に「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走）」の利用要件緩和等を行ったほか、令和5年3月には、創業時の経営者保証を不要とする新たな保証制度の創設を受けて「創業融資（経営者保証不要型）」を創設するなど、社会経済情勢の変化に対応した緊急支援や、経済危機後の事業者の積極的な取組を促すための拡充など、多方面で支援の充実を図った。

現在の進行状況	(令和5年度) 令和5年度は、脱炭素化や育業、賃上げ等の取組のほか、新たな時代を切り拓く創業を強力に後押ししつつ、依然先行き不透明な社会経済情勢を受け、様々な要因で事業活動に影響を受ける事業者に対する資金繰り支援を継続するため、制度を拡充。 ・「政策課題対応資金（H T T ・ S D G s ・ D X ・ 育業等）」の創設 H T T ・ S D G s ・ D X等の取組にかかる対象拡充のほか、テレワーク等の働き方改革において、育業や賃上げに取り組む場合の保証料補助を拡充。 また、8月からは、これらの取組促進の一環として、H T Tへの取組に対する宣言を行った事業者を支援対象に追加。 ・「創業融資」の拡充 経済危機後の創業の促進のため、同年3月に制度創設した「創業経営者保証不要型」を含む「創業融資」の全メニューについて保証料補助を2/3に拡充。また、従前の「創業融資」の枠を超えた先進的かつ規模の大きな取組を行う事業者を対象に、融資限度額等を充実した「先進的創業特例」を新たに創設。 ・「事業転換・業態転換」のリニューアル 新たな時代に向けた取組を促すため、従前の売上減少要件を撤廃し、エネルギー関連の取組で事業転換等を行う事業者への支援メニューとしてリニューアル。 ・「フェニックス金融支援パッケージ」の創設 令和2年度の実質無利子融資等を利用した事業者の抜本的な経営改善を促し、経営の大幅悪化からの再挑戦をサポートするため、保証料補助（事業者負担なし）や関係機関の経営サポートを行うメニューを創設。 ・「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資」のリニューアル 事業者の当座の資金需要や新たな事業資金に対応するため、令和4年度前身メニューの一つである「ウクライナ・円安等」から、融資限度額を2.8億円に拡大するなどしてリニューアル ・「新型コロナウイルス感染症対応融資（伴走）」の継続 ・「伴走支援型特別保証制度（コロナ借換保証）」の利用要件の拡充 令和6年1月から「令和6年能登半島地震」の被災事業者を利用要件に追加 ・「事業者選択型経営者保証非提供制度」の開始 一定要件のもとで事業者が経営者保証を提供しないことを選択できる制度を開始し、都制度融資ではすべてのメニューで経営者保証を不要とすることができるようになった。			
	今後の見通し	中小企業者を取り巻く経営環境の変化や国の施策の方向性などを踏まえつつ、今後とも、中小企業者にとって分かりやすく利用しやすい制度融資となるよう、適宜制度の見直しや充実を図っていく。 また、新しい時代を切り拓く事業者の取組を多方面から後押しするとともに、依然不透明な社会経済情勢の変化等を踏まえ、様々な要因で経営環境悪化に苦しむ事業者の事業継続支援に努めていく。		
問合せ先		産業労働局 金融部 金融課	電話	03-5320-4877